破産手続廃止

平成２７年（フ）第６２８号
兵庫県姫路市広畑区則直436番地３
破産者　有限会社ブレーンストーミング
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３２８８号
神奈川県横須賀市三春町３丁目21番地
破産者　勝和電気株式会社
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２８９号
神奈川県横須賀市久里浜２丁目16―８―103
破産者　飯田　　勝
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２９０号
神奈川県横須賀市津久井３丁目21―３―202
破産者　飯田　　肇
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９９４６号
東京都杉並区久我山２丁目７―30―201
破産者　鈴木　　均
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２８８号
秋田県大仙市豊岡字中荒井野135番地１
破産者　株式会社アビリー
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１５８２号
東京都墨田区両国３丁目６―２―304、商業登記簿上の本店所在地東京都墨田区両国３丁目６番２号
破産者　東京メタル株式会社
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１５８３号
東京都墨田区千歳２丁目12―１　三共ビル７Ｆ
破産者　小林　裕宜
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２９５０号
東京都江戸川区西葛西３丁目16番12号
破産者　株式会社あっぷ企画
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２９５１号
千葉県船橋市三山５丁目７番10号
破産者　有限会社オフィスエイ
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５号
神奈川県川崎市多摩区菅城下27―２―303
破産者　安藤喜美子
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６号
神奈川県川崎市多摩区菅城下27―２―303
破産者　安藤　徳寛
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８０号
埼玉県川口市朝日４丁目８番17号
破産者　株式会社リース入野
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７８３号
東京都渋谷区代々木２丁目23番１号
破産者　株式会社アクティヴ・プロジェクト
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７８４号
栃木県下都賀郡壬生町大字安塚1949―１―102、開始決定時の住所神奈川県横浜市中区大和町１―６
破産者　深澤　孝彰
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７７号
東京都葛飾区亀有３―49―５―704、住民票上の住所埼玉県越谷市谷中町２丁目242
破産者　伍藤　明宏
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６７０号
埼玉県春日部市栄町１丁目71―１　グランドメゾンかすかべＢ―101
破産者　佐藤哲二郎
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９４４号
埼玉県さいたま市中央区上峰１丁目20―13―201
破産者　高田　伸一
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２７７８号
東京都千代田区二番町２番地
破産者　財団法人民族芸術交流財団
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１０７号
東京都足立区中央本町４丁目11番８号
破産者　株式会社セイアツ
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１０８号
東京都足立区青井５丁目３―28―101
破産者　高橋　清之
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２０８号
東京都昭島市大神町４丁目17番９号
破産者　有限会社アリガル
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部